

総務教育常任委員会資料

(平成21年11月24日)

[件名]

1 住民監査請求について 1

監査委員事務局

住民監査請求について

平成 21 年 11 月 24 日

鳥取県監査委員事務局

10 月 15 日（木）、^{たかはしひろゆき} 高橋敬幸（市民オンブズ鳥取代表）外 2 名から地方自治法第 242 条第 1 項に基づく鳥取県職員措置請求書が提出され、10 月 20 日（火）に開催した監査委員協議会において、請求内容が地方自治法第 242 条の住民監査請求としての適格性を有すると判断し、受理することを決定しました。

1 請求の要旨

市民オンブズ鳥取が公文書開示請求で入手した無作為に選んだ 6 名の鳥取県議会議員の「平成 20 年度政務調査費収支報告書及び添付書類」を調査したところ、政務調査費の使途として不適正、又は、適正な使途として疑問なものがある。

- (1) 6 名をはじめとして、全県議会議員について、再度、政務調査費の使途の調査、収支報告書の写しと証拠書類の写しの契合などをを行い、不適正な使途による政務調査費を県に対し返還させること。
- (2) 上記 6 名以外の議員についても、不当な支出を是正させる措置をとること。を知事及び県議会議長に勧告するよう求める。

2 今後の予定

監査委員は、受付日（10 月 15 日（木））から 60 日（12 月 14 日（月））以内に監査及び勧告を行う。

〔監査の流れ〕

- (1) 証拠の提出・陳述の機会（11 月 9 日）
- (2) 監査委員の監査
- (3) 監査結果の通知・公表

※議会・知事等に勧告を行った場合は、勧告に示された期間内に必要な措置を講じるとともに、その旨を監査委員に通知することとされている。

〔参考〕

- 請求人は、監査の結果若しくは勧告に不服がある場合又は議会、長その他の執行機関等の措置に不服がある場合等には、地方自治法第 242 条の 2 の規定により、当該監査等の通知があった日から 30 日以内に裁判所に住民訴訟を提起できることとされています。
- 住民監査請求制度の概要については、別紙のとおりです。

住民監査請求制度の概要

平成 21 年 11 月 24 日
鳥取県監査委員事務局

1 住民監査請求制度について

(1) 制度の目的

住民監査請求は、地方公共団体の住民が、長（知事等）、委員会や職員による公金の支出、財産の管理、契約の締結などの財務会計上の行為が違法若しくは不当であると認めるとき、このことを証明する書面を添えて、監査委員に対し監査を求め、必要な措置を講ずるべきことを請求するものです。

この制度は、住民の請求により違法若しくは不当な行為を止めさせたり、改めさせたり、これによって生じた損害を回復させることによって、地方公共団体の財務面における適正な運営を確保し、住民全体の利益を擁護することを目的とするものです。

(2) 制度の特徴

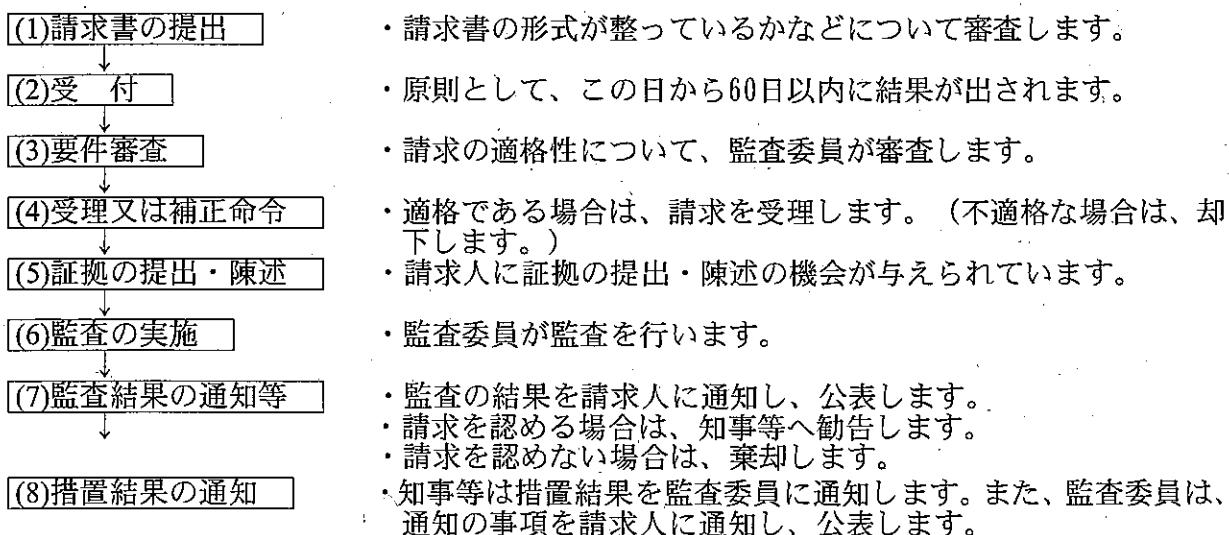
- ア 住民であれば 1 人でも請求できます。
- イ 請求できる内容は、財務会計上の行為に限定されています。
- ウ 請求のあった日から 60 日以内に結果が出されます。
- エ 監査の結果等に不服がある場合は、住民訴訟が提起できます。

(3) 請求の要件（根拠法令：地方自治法第 242 条）

監査請求ができるのは、次のような財務会計上の行為です。

- ア 違法若しくは不当な (1)公金の支出 (2)財産の取得、管理、処分 (3)契約の締結、履行 (4)債務その他の義務の負担(予算に基づかない借入等)
- イ 違法若しくは不当に (1)公金の賦課、徴収を怠る事実 (2)財産の管理を怠る事実
- ウ 上記アの行為が行われることが相当の確実さで予測される場合
また、監査請求には、請求の対象となる行為を具体的に記載した「事実を証する書面」を添付することが必要です。
なお、正当な理由がある場合を除き、当該行為のあった日又は終わった日から 1 年を経過したときは監査請求することができません。（上記の「イ」を除く。）

2 住民監査請求の流れ



(住民訴訟の提起) —— 根拠法令：地方自治法第 242 条の 2

請求人は、次に掲げる場合は訴訟を提起できる。

- (1)監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合
(監査結果の通知があった日から 30 日以内)
- (2)監査委員の勧告を受けた知事等の措置に不服がある場合
(当該措置に係る監査委員の通知があった日から 30 日以内)
- (3)監査委員の勧告を受けた鳥取県議会、知事が措置を講じない場合
(当該勧告に示された期間を経過した日から 30 日以内)